第一項第二号	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	第二十三条の二第一項	第七十三条において準用する第二十三条の二第一項
	事業主掛金等	個人型年金加入者掛金等
第二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
第三項	及び	、同日後に納付される個人型年金加入者掛金等及び

第四十五条の六　法第二十五条の二の規定は、法第八十三条第一項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項各号列記以外の部分	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
	企業型記録関連運営管理機関等が	第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関が
	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	企業型記録関連運営管理機関等は	個人型記録関連運営管理機関は
第一項第一号	第二十三条の二第一項	第七十三条において準用する第二十三条の二第一項
	企業型年金加入者が	個人型年金加入者が
	事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日	第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金又は第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項の規定により連合会が他の者に運用の指図に基づく運用の方法に係る契約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあっては、当該事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）
第一項第二号	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	第二十三条の二第一項	第七十三条において準用する第二十三条の二第一項
	事業主掛金等	個人型年金加入者掛金等
第二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
第三項	及び同日後に納付される事業主掛金等	、同日後に納付される個人型年金加入者掛金等及び同日後に第八十三条第一項の規定により移換される個人別管理資産

第四十六条の見出し中「申出等」を「通知等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十六条の二中「とき又は」を「とき、又は」に、「から第八十二条まで」を「、第八十二条及び第八十三条」に、「加入者であった者」を「企業型年金加入者等であった者（次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、法第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定による申出をしていない者であって、法第八十三条第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されていない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

3　連合会は、連合会移換者（法第五十五条第二項第六号に規定する連合会移換者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、厚生労働省令で定めるところにより、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

第五十九条第一項中「第四号に掲げる」を「第四号及び第五号に掲げる額を合算した」に改め、同項に次の一号を加える。

五　法第五十四条の四第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

第六十条第一項中「第四号に掲げる」を「第四号及び第五号に掲げる額を合算した」に改め、同項に次の一号を加える。

五　法第五十四条の四第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

第六十条第四項中「及び同号に規定する個人型年金加入者期間の算定」を「（法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の算定」に、「、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する」を「、企業型年金加入者期間及び」に改め、同条に次の一項を加える。

5　企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、法附則第三条第一項の規定による支給の請求は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出と同時に行わなければならない。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「から」を「と」に、「への」を「との間の」に、「第五十四条の七」を「第五十四条の九」に改める。

第二条第四号中「第八十一条の二第二項」の下に「、第八十二条の五第一項」を加え、「又は」を「、若しくは」に改め、「積立金をいう。以下同じ。）」の下に「、個人別管理資産額（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この号において同じ。）又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項に規